

訪問看護事業所 御中

岡山県保健医療部長

改正感染症法に基づく医療措置協定の締結について（依頼）

本県の感染症対策の推進につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、感染症法の改正により、新興感染症発生・まん延時の医療提供体制確保のため、県と訪問看護事業所が平時より協定を締結する仕組み等が法定化されました。

この協定は、新たな感染症の感染拡大に備えて、あらかじめ県と医療機関が新興感染症発生時に要請する医療措置の内容を明らかにしておくとともに、平時から感染対策に係る準備をしていただくことで、医療提供体制を迅速に構築できるようにするものです。

つきましては、下記により県と協定を締結して下さるようお願い申し上げます。

記

1 協定の対象 岡山県内の全ての病院、診療所、薬局、訪問看護事業所

2 協定締結に向けた協議

- ・回答フォームより入力いただくことにより行います。

<http://www.pref.okayama.jp/page/877163.html>

- ・回答フォームからの申請ができない場合は、別添受付票及び同意書を疾病感染症対策課まで提出してください。受付票による場合は、提出から1か月程度お時間をいただきます。お急ぎの場合は、回答フォームから入力をお願いします。

回答フォーム



3 その他

- ・以下のとおり、説明会を開催します。

日 時：令和6年6月13日（木）17：00～

開催方法：Zoom ミーティング

<https://zoom.us/j/91853461894?pwd=L3Z2Z1NMMdOWJg5ckJVNUxXQ1Jodz09>

ミーティング ID：918 5346 1894、パスコード：471783

※申し込みは不要です。

説明会后、下記ホームページで公開します。

岡山県ホームページ <http://www.pref.okayama.jp/page/877163.html>

岡山県保健医療部疾病感染症対策課  
感染症対策班 有正、祇園、永宗  
TEL：086-226-7331 FAX：086-226-7283  
E-mail：kansen@pref.okayama.lg.jp